

令和6・7年度野々市市競争入札参加資格申請について

(建物管理業務等、物品等)

令和5年12月5日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、令和6・7年度に野々市市が発注する清掃、警備、設備保守管理等(以下「建物管理業務等」という。)並びに物品購入、印刷、コンピュータ関連業務、リース・レンタル業務等(以下「物品等」という。)の競争入札や見積合わせに参加する者に必要な入札参加資格申請(以下「申請」という。)については次のとおりとします。

1 申請に必要な要件

(1) 建物管理業務等にあつては別表第1に掲げる事業を営み、物品等にあつては別表第2に掲げる品目又は業務を取り扱い、次のいずれにも該当する者

- ア 申請日現在において、1年以上の営業経験を有し、かつ法人にあつては、原則として、入札に参加を希望する業種を法人の目的としていることが、登記事項証明書により確認できること。
- イ 入札に参加を希望する業種の営業を行うにつき、法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等(以下「許認可等」という。)を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。(ただし、許認可等を有していなくても営業が可能である場合は除く。)

(2) 建物管理業務等・物品等共通の要件

- ア 市税及び国税(所得税又は法人税及び消費税に限る。)を完納している者
- イ 令第167条の4第1項に該当しない者
- ウ 令第167条の4第2項に該当しない者又は同項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争入札に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過した者
- エ 役員等(個人である場合にあつてはその者を、法人である場合にあつてはその役員及びその経営に参与している者を含む。以下同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でない者
- オ 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員が経営に実質的に参与していない者
- カ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていない者
- キ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は参与していない者
- ク 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していない者

2 申請期間

[定期申請] 令和6年1月10日(水)から令和6年2月9日(金)まで

[随時申請] 令和6年4月1日(月)から令和7年11月28日(金)まで

※受付時間は、上記期間中の土・日曜日及び祝日を除く平日午前8時30分から午後5時15分まで

3 申請方法

[建物管理業務等]

申請期間中にインターネットによる申請(以下「電子申請」という。)を行った後、必要書類を

郵送にて提出してください。申請期間内に電子申請及び必要書類の提出を終了していない場合は受付しません。

(1) 電子申請

市ホームページ内に設けた入札参加資格申請入力フォームに従い入力後、送信してください。

(2) 必要書類の提出

提出書類一覧から必要な書類を全て作成し、クリアファイル（A4判無色透明）に入れて、申請期間内に郵送（必着）にて提出してください。（未到達防止のため、簡易書留等の記録が残る方法を推奨します。）

[物品等]

申請期間中に電子申請を行ってください。申請期間内に電子申請及び必要書類の提出を終了していない場合は受付しません。

(1) 電子申請

市ホームページ内に設けた入札参加資格申請入力フォームに従い入力後、送信してください。

(2) 必要書類の提出

提出書類一覧から必要な書類を全て作成し、電子申請の際にすべて添付してください。
郵送による書類の提出は必要ありません。

4 参加資格の審査項目

- ア 営業年数
- イ 総従業員数
- ウ 自己資本の額
- エ 自己資本比率
- オ 流動比率
- カ 固定比率
- キ 総資本経常利益率
- ク 年間売上（請負・製造）高

5 参加資格の決定及び公表

入札参加資格者として決定したときは、競争入札参加資格者名簿に登載し、市ホームページ等で公表します。

（公表時期の目安）

〔定期申請〕 令和6年3月末頃

〔随時申請〕 受付月の翌月上旬頃

（受付日により異なる場合がありますのでお問い合わせください。）

6 参加資格の有効期間

〔定期申請〕 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

〔随時申請〕 競争入札参加資格者として決定した日の翌日から令和8年3月31日まで

7 申請内容変更届出

入札参加資格者は、申請の内容に変更があった場合、速やかに「資格申請内容変更届出書」を提出してください。

8 参加資格の取消し

入札参加資格の要件を満たさなくなった場合又は偽りその他不正の行為により入札参加資格を得たと認められた場合は、その参加資格は取り消されます。

9 問い合わせ先及び書類提出先

野々市市 総務部 企画財政課 契約入札係

〒921-8510 石川県野々市市三納一丁目1番地

電話 076-227-6032 FAX 076-227-6255

土・日曜日及び祝日を除く平日午前8時30分から午後5時15分まで
(ただし、正午から午後1時までを除く。)

メールアドレス：kikakuzaisei@city.nonoichi.lg.jp

別表第1

番号	事業の種類	資格要件	添付書類
1	清掃業	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「ビル管理法」という。）に基づく都道府県知事の登録を受けていること。	・建築物清掃業登録証明書 又は建築物環境衛生総合管理業登録証明書
2	警備業	警備業法に基づく都道府県公安委員会の認定を受けていること。	・警備業認定証
3	機械警備業	警備業法に基づく都道府県公安委員会の認定を受けており、かつ、石川県公安委員会に機械警備業の届出を受理されていること。	・警備業認定証 ・機械警備業届出受理書
4	空気環境測定業	ビル管理法に基づく都道府県知事の登録を受けていること。	・建築物空気環境測定業登録証明書又は建築物環境衛生総合管理業登録証明書
5	飲料水貯水槽清掃業	ビル管理法に基づく都道府県知事の登録を受けていること。	・建築物飲料水貯水槽清掃業登録証明書
6	ねずみ昆虫等防除業	ビル管理法に基づく都道府県知事の登録を受けていること。	・建築物ねずみ昆虫等防除業登録証明書
7	浄化槽維持管理業	ふるさと石川の環境を守り育てる条例等に基づく都道府県知事の登録を受けていること。	・浄化槽保守点検業登録証明書
8	浄化槽清掃業	浄化槽法の規定による野々市市長の浄化槽清掃業の許可を受け、かつ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による野々市市長の一般廃棄物処理業（し尿及び浄化槽汚泥の収集及び運搬を含む）の許可を受けていること。	・浄化槽清掃業許可証 ・一般廃棄物処理業許可証
9	空調設備保守管理業（ボイラー設備保守管理業）	労働安全衛生法に基づく「ボイラー技士」及び消防法に基づく「危険物取扱者」の資格を有する者を雇用していること。	・ボイラー技士免許証 ・危険物取扱者免状
10	消防設備保守管理業	消防法に基づく「消防設備士」又は「消防設備点検資格者」の資格を有する者を雇用していること。	・消防設備士免状又は消防設備点検資格者免状
11	電気設備保守管理業	電気事業法に基づく「電気主任技術者」の資格を有する者を雇用していること。	・電気主任技術者免状
12	電話設備保守管理業	工事担任者規則（郵政省令）に基づく「工事担任者」の資格を有する者を雇用していること。	・工事担任者資格者証
13	昇降機保守管理業	建築基準法に基づく「建築士」又は「昇降機等検査員資格者証」の資格を有する者を雇用していること。	・建築士免許証又は昇降機等検査員資格者証

14	設備機器運転監視業	労働安全衛生法に基づく「ボイラー技士」、消防法に基づく「危険物取扱者」及び「消防設備士」又は「消防設備点検資格者」並びに電気事業法に基づく「電気主任技術者」の資格を有する者を雇用していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ボイラー技士免許証 ・危険物取扱者免状 ・消防設備士免状又は消防設備点検資格者免状 ・電気主任技術者免状
15	一般廃棄物処理業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条及び第7条による野々市市長の許可を受けていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物収集運搬業許可証 ・一般廃棄物処分業許可証
16	産業廃棄物処理業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条に基づく都道府県知事の許可を受けていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物収集運搬業許可証 ・産業廃棄物処分業許可証
17	その他保守管理業	上記に掲げる以外の事業で建築物等を管理するため必要な保守管理事業を営んでいること。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に関し、許可、認可又は登録、届出が必要とされる場合はその書類

別表第2

分類 番号	業 種	主な取扱品目（業務内容）の例示	営業に必要な許可・認可・ 登録の例示（参考）※1
1	荒物類	食器類、清掃用品、わら・縄製品、金物、園芸用品、日用雑貨など	
2	印刷（一般）類	フォーム印刷、頁物、パンフ・ポスター、帳票、地図、封筒など	
3	印刷（軽印刷） 類	頁物、パンフ・ポスター、帳票、封筒など ※カラー印刷は除く	
4	印判類	印章、ゴム印、表札など	
5	運動具類	スポーツ用品、トレーニング機器、体力測定器具、武道用具、登山用品、公園・園庭遊具など	
6	家具・室内装飾 類	スチール家具、OA家具、木製家具、特注家具、机、椅子、カーテン、緞帳、カーペットなど	
7	機械器具類	農業機械、工作機械、除雪機械、厨房機器、発電器、小型除雪機、電動工具など	
8	原材料類	砕石、砂利、常温合材、セメント類、水道用鋼管など	
9	写真類	カメラ、フィルム、マイクロ写真、陽画焼付、航空写真、カラーコピーなど	
10	特殊車両類	消防車両、路面清掃車、除雪車両、給水車など	
11	一般車両類	乗用車（福祉車両を含む）、トラック、バス、二輪車など	
12	部品類	機械器具類・車両類の部品、タイヤ、バッテリーなど	
13	食料類	米穀、食肉、鮮魚、茶類、乳製品など	
14	事務機器類	パソコン（家庭用）、コピー機、ファックス、ワープロなど	
15	測量機器類	気象観測機器、電子計測器、計量器、水道メーターなど	計量器製造届出、特定計量器販売業届出
16	電気器具類	家庭電化製品、音響製品、映像製品、無線機器、通信機器など	
17	時計・漆器・工 芸類	ギフト用品、銀盃、木盃、漆器、旗類、トロフィーなど	
18	燃料類	ガソリン、灯油、A重油、プロパンガス、軽油、石油ストーブ、ファンヒーターなど	揮発油販売業者登録通知書、石油販売業届出書
19	被服類	制服、雨衣、作業服、帽子、布団類、靴、テントなど	
20	文具類	文房具、画材、書籍、雑誌、CD、ビデオ、教材など	
21	薬品類	医薬品、臨床検査試薬、衛生材料、工業薬品、防疫消毒薬、動物用医薬品など	医療品販売業許可証、毒物劇物販売業登録
22	理科医療機器類	医療機器（医療・介護用ベッド、福祉機器、介護用品、車椅子など）、理化学機器（顕微鏡、実験機器、各種分析機器、実験台など）	管理医療機器販売業届出、高度管理医療機器等販売業許可証
23	紙類	印刷用紙、コピー用紙、衛生用紙など	

24	看板・標識・保安用品類	交通標識、道路標識、看板、懸垂幕、保安用品など	
25	楽器類	管弦打楽器、楽譜、ピアノ、オルガン、和楽器、調律など	
26	企画展示広告・映画・室内デザイン類	イベント企画運営、TV・ラジオ・新聞広告の企画制作、模型・ジオラマ作成、映画・ビデオ作成、舞台大道具など	屋外広告業登録
27	網等	スポーツネット、農業用ネット、鳥獣害対策ネットなど	
28	コンピュータ関連業務類	ソフトウェア開発、ネットワーク構築、データ入力業務、インターネットコンテンツの作成、大型コンピュータ及び関連機器の販売など ※家庭用パソコンの販売を主業種とする場合は、主に希望する業種を事務機器類に登録してください。	
29	種苗・水槽	種苗、園芸資材、造園資材、鑑賞用水槽、ペット用品など	
30	消防用品類	消火器、消火設備、避難器具、救助資器材、小型動力ポンプ、消防ホース類、消防用被服、災害緊急用品、オイルフェンスなど ※消防車両は特殊車両類に登録してください	
31	農薬・肥料・飼料類	農薬、肥料、飼料、農業関連資材など	農薬販売届、毒物劇物販売業登録
32	不用品	不用品買取、古物商など	古物商許可証
33	選挙用品類	選挙用品、選挙ポスター掲示板等設営撤去など	
34	その他物品	上記1～33に該当しない物品類	
35	リース・レンタル業類	建設・土木機械、情報関連機器、事務用機器、医療機器、車両、産業機械設備、通信機器、観葉植物などの賃貸	
36	人材派遣	人材派遣など	一般労働者派遣事業許可証、特定労働者派遣事業届出書
37	計画策定	計画策定、意識・動向調査など	
38	運送	貨物運送、引越し、旅客運送、車両運行管理など	一般貨物自動車運送事業許可証、一般旅客自動車運送事業許可証
39	水質検査	水質検査、漏水調査など	
40	その他役務	企業信用調査、環境アセスメント調査、給食業務、クリーニング、筆耕など（上記35～39に該当しない役務）	

※1 別表第2の「営業に必要な許可・認可・登録の例示（参考）」の欄に記載がない場合であっても、申請を希望する業種について必要な許可・認可・登録などがあれば、それがわかる書類を添付してください。

《提出書類一覧》

○は必須、△は該当者のみ提出してください。様式は申請フォームからダウンロードできます。

[建物管理業務等] 必要な書類を全て作成し、郵送してください。

[物品等] 必要な書類は全てPDFファイルにし、電子添付してください。

	書類の名称	建物管理 業務等	物品等	備 考
1	提出書類確認票	○		商号又は名称を記入の上、提出者確認用欄に✓でチェックし、不足書類がないか提出前に必ず確認してください。
2	令和6・7年度 競争入札参加資格申請書	○	○	誓約書、暴力団排除に関する照会承諾書、委任状、使用印鑑届が含まれる内容になります。 代表者印（及び社印）を押印 のうえ、提出してください。代表者印は実印である必要はありません。 物品等の場合は、押印後、PDF化して電子申請時に添付 してください。 使用印鑑届に押印する印鑑は、代表者印（及び社印）を押印してください。委任する場合は、法人名及び受任者の役職が入ったものを押印してください。 委任状欄は、支店・営業所等に権限委譲する場合のみ記載（同一人物に対する委任は不可）
3	総括表 許可（登録）証明書、届出等（該当者のみ）	○	○	太枠内の空欄に記入してください。 建物管理業務等の場合は、事業に関し必要とされる資格証、許可、認可等又は登録、届出を証明する書類の写しを事業番号順に並べて添付（個人の資格書類を添付する場合は、「技術職員名簿」も提出すること） 物品等の場合は、事業に関し必要とされる許可、認可等又は登録、届出を証明する書類の有無を選択し、「有」の場合は、その写しを添付
4	技術職員名簿 （該当者のみ）	△		申請業種に必要な資格・免許等の取得者のうち、代表者1名（正社員に限る）の氏名を記載してください。また、記載した資格取得者が退職した場合は、直ちに再提出してください。
5	印刷取扱調査票 （該当者のみ）		△	参加を希望する業種が印刷類（一般又は軽印刷）の場合のみ提出してください。 ※プライバシーマークの取得「有」を選択した場合は、登録証の写しを添付
6	業務実績調書	○		直前2箇年の営業年度分について、申請を希望する事業ごとに作成してください。 記載内容が同様であれば他の様式でも可。

7	営業所一覧表 (該当者のみ)	△	△	本店以外に営業所(支店等)を有する場合に提出してください。(委任の有無にかかわらず提出が必要) 記載内容が同様であれば他の様式でも可。
8	資本関係・人的関係調書 (該当者のみ)		△	該当する場合は提出してください。
9	登記事項証明書(写し可) (法人のみ)	△	△	法人の場合は提出してください。 ※最新の情報が反映された申請日から3箇月以内に発行のもの。
8	財務諸表	○	○	申請日から直近の決算(1年度)の貸借対照表及び損益計算書 ただし、個人の場合は、所得税確定申告時の青色申告決算書の損益計算書(又は収支内訳書)及び貸借対照表
9	国税の納税証明書(所得税又は法人税及び消費税) (写し可)	○	○	納税証明書(その3)。法人の場合は(その3の3)、個人の場合は(その3の2)でも可。いずれも未納のないことがわかるもの。 ※申請日前3箇月以内の発行のものを提出してください。(電子納税証明書を印刷したものでも可) 国税庁の「納税証明書オンライン請求(e-Taxホームページ)」も利用できます。